

消防情第 107 号
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への独自の情報発信について

平素より消防防災行政の推進について格別のご尽力を頂戴し、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 3 月 28 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が策定され、「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の「（1）情報提供・共有」において、「地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。」こととされたところです。

また、消防庁においては、基本的対処方針や「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」を踏まえ、同日に「新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針」を策定し、「地方公共団体に対し、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を整備・活用し、スマートフォンを所持していない高齢者等も含めた全ての住民に対して新型コロナウイルス感染症に関する独自のメッセージやアラートを適時・適切に発出するよう地方公共団体に要請する。」としたところです。

貴職におかれましては、これらに留意し、記者会見や SNS 等を活用してこれらの情報提供を適時・適切に行っていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して情報提供を行うよう周知をお願いいたします。

(連絡先)

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
担当：七條、浅井、中川
電話：03-5253-7526